

働き方改革推進支援セミナー

～同一労働同一賃金にどのように対応すべきか～

本セミナーでは、同一労働同一賃金（中小企業は本年4月1日から施行）や事業主の皆様にご活用いただける雇用関係助成金について説明させていただきます。

－同一労働同一賃金の説明－

中小企業において本年4月1日に施行された同一労働同一賃金について、基本的な考え方や運用上の留意点等について解説いたします。

－雇用関係助成金の説明－

島根労働局から、事業主の皆様にご活用いただける雇用関係の助成金について説明いたします。（産業雇用安定助成金、キャリアアップ助成金等）

《開催日程》

各会場先着 **30名**まで

【日時】 令和3年9月14日(火) 14:00～16:00

【場所】 道の駅「シルクウェイにちはら」（2階研修室）

※ お申し込みは、FAX 又は島根働き方改革推進支援センターHP のメールフォームからお願いいたします。
※ 当日は専門家による **個別相談** の時間を設けております。（予約優先）

[本件に関するお問い合わせ先](#)

島根働き方改革推進支援センター（西村）〒690-0886 松江市母衣町 55 番地4
（フリーダイヤル）**0120-514-925**（メール）hatarakikata@shimanekeikyo.com

「働き方改革推進支援セミナー」参加申込書

島根働き方改革推進支援センター 行

FAX **0852-67-3821**

事業所名			
所在地	〒	-	
TEL		FAX	
個別相談	<input type="checkbox"/> 希望する（希望する場合は☑）		
申込担当者		所属・役職	
参加者名		所属・役職	

※お預かりした個人情報につきましては、関係法令を順守し適正に管理いたします

～ 新型コロナウイルス感染防止のため、ご参加の皆様に応じのお願いをしております。ご理解とご協力をお願いいたします ～

- 体調のすぐれない方は参加をお控えください
- 受付時の検温で 37.5℃を超える場合、入場をお断りする場合があります
- 受講者の皆様にはマスク着用をお願いしております
- 入室時に備え付けの消毒液で消毒をお願いしております
- 今後の新型コロナウイルスの状況によっては、やむを得ず本セミナーを中止させていただく場合があります